

2019年度日本学生支援機構(JASSO)海外留学支援制度(協定派遣)奨学金案内

1. 趣旨・目的

本奨学金は、日本の大学、大学院、短期大学、高等専門学校が、諸外国の高等教育機関との学生交流に関する協定等に基づいて、8日以上1年以内、当該大学等に在籍する学生を派遣するプログラムを実施する場合、日本学生支援機構(以下 JASSO)がそのプログラムを支援する制度です。

2. 対象プログラム ※申請書作成時に参考にして下さい。

1	学部科目名：国際交流（インドシナ）
	JASSO プログラム名：大学の世界展開力強化事業（ASEAN） （GLMVの持続可能な都市社会を支える共創的教育システムの創造）（派遣） 派遣先国名：タイ、カンボジア、ベトナム 派遣先都市：バンコク、プノンペン、ハノイ 派遣先大学（和文）：シーナカリンウィロート大学、カンボジア工科大学、ベトナム国家大学ハノイ外国語大学、ハノイ貿易大学 派遣先大学（英文）：SRINAKHARINWIROT U, I OF TECHNOLOGY OF CAMBODIA, U OF LANGUAGES AND INTERNATIONAL STUDIES-VIETNAM NATIONAL U, HANOI, FOREIGN TRADE U
2	学部科目名：国際交流（ベトナム）
	JASSO プログラム名：メディア文化の国際比較及び共同制作を通じた短期学生交流プログラム 派遣先国名：ベトナム 派遣先都市：ハノイ 派遣先大学（和文）：ベトナム国家大学ハノイ外国語大学 日本言語文化学部 派遣先大学（英文）：U Of Languages and International Studies - Vietnam National U, Hanoi, Faculty of Oriental Languages and Cultures

3. 奨学金内容

金額	金額は、地域に応じて以下の通り支給金額が異なります。
	国際交流（インドシナ） 乙地区 7万円
	国際交流（ベトナム） 乙地区 7万円
支給回数	1回
支給人数	国際交流（インドシナ）12名 ・ 国際交流（ベトナム）10名
支給方法	「国際交流」科目への参加（履修）を確認し、派遣プログラムへの参加が現地で確認できた後に受給者本人の口座へ振り込みます。

4. 申請資格

明治大学（以下、本学と言う。）の正規課程に在籍する学生（日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者）で、日本学生支援機構が指定する次の（1）～（8）全ての条件を満たす者。

（1）	国際交流（インドシナ）対象者： 情報コミュニケーション学部・政治経済学部・理工学部の学部生 国際交流（ベトナム）対象者： 全学部生
（2）	本学における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、以下に定める方法で求められる、本学における前年度の成績評価係数が2.30以上であること。 <u>（2.30未満の場合は申請できません）</u>

【1年生】自己推薦書（所定書式）を提出してください。高校の評定平均（高校の評定平均が3.9以上の場合は成績評価係数が2.30相当以上）、TOEIC等の語学スコア、プログラム選考試験、自己推薦書記載内容等を総合的にみて、成績評価係数が「2.30相当以上」であるかを学部で判断します。

※高校の評定平均⇒JASSO 成績評価係数の計算は「【学生配布】評定平均_JASSO 成績評価係数換算表.xls」で算出することができます。

【2年生以上】 成績評価係数算出方法【小数点第三位を四捨五入】

下記の表により、成績評価を「成績評価ポイント」に換算し、計算式にあてはめて算出すること。

	成績評価				
5段階評価	S	A	B	C	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

- ※ **前年度中に履修・取得した卒業要件単位として算入される科目**の成績のみが対象です。卒業要件外の科目は含めないこと。
- ※ 成績評価（S/A/B/C/F）がされている科目は全て含める事。評価が「認定」のものは計算に含めないこと。
- ※ 科目数ではなく**取得「単位数」**で計算すること。
- ※ GPA⇒JASSO 成績評価係数の計算は「【学生配付】GPA_JASSO 成績評価係数換算表.xls」で算出することができる。

【計算式】

$(S \text{ および } A \text{ の単位数} \times 3) + (B \text{ の単位数} \times 2) + (C \text{ の単位数} \times 1) + (F \text{ および } T \text{ の単位数} \times 0)$ を、
前年度に履修した総登録単位数で割る

(3) 経済的理由により、自費のみでの留学が困難な者。原則として①以下の家計基準に合致し、②自費のみでの留学が困難であると自己申告した者とする。
 給与所得世帯 1,191万円程度 給与所得以外の世帯 783万円程度
 *上記①②のいずれかに該当する場合申請可能とし、両方に該当する学生から優先的に支給されます。

(4) 各プログラムが指定する以下の語学基準を満たす者

		語学基準				
		TOEIC(学内 IP含む)	TOEFL PBT(学内 ITP 含む)	TOEFL CBT	TOEFL iBT	英語検定
国際交流 (インドシナ)		575点以上	500点以上	170点以上	61点以上	2級以上
国際交流 (ベトナム)	1年	500点以上	470点以上	150点以上	50点以上	2級以上
	2年	540点以上	480点以上	160点以上	54点以上	
	3・4年	570点以上	490点以上	170点以上	57点以上	

※ 上記の語学基準を満たさない学生からの応募も問題意識の強さや熱意などを考慮して受け付けます。

(5) 派遣先大学所在国への必要な査証を確実に取得し得る者

(6) プログラム終了後、本学へ戻り学業を継続する者又は本学の学位を取得する者

(7) プログラム参加にあたり、他団体等から奨学金を受ける場合、他団体等からの奨学金の支給月額合計が本奨学金受給金額を超えない者

(8) 外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域以外に派遣される者。

注意1 上記(7)については、他団体等からの奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合がありますので、当該団体に確認して下さい。

注意2 日本学生機構が実施する第一種奨学金及び第二種奨学金を受給している学生で、留学期間中の貸与を休止する場合は、休止手続(異動願いの提出)が必要です。手続きの詳細は、各キャンパス奨学金係にお問い合わせください。

注意3 ・「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」との併給不可。
 ・JASSO が実施する国内の奨学金「給付奨学金」との併給については下記の通りとなります。
【給付奨学金の採用年度による併給可否】

- 平成 29 年度採用の給付奨学生・・・海外留学支援制度との併給可
- 平成 30 年度採用の給付奨学生・・・海外留学支援制度との併給可
- 2019 年度以降採用の給付奨学生・・・海外留学支援制度との併給不可

注意 4 学内の別プログラムで海外留学支援制度奨学金を受給中／予定している場合
 学内の別プログラムの参加にあたり、海外留学支援制度奨学金を受給する場合、派遣期間が重複していない場合は受給可能です。ただし、1日でも日程が重複している場合は、後から派遣されるプログラムは受給対象外になります。

注意 5 本奨学金支給後に、上記注意点で記載の奨学金との併給等が判明した場合には、奨学金の返還を求めますので、十分注意して申請するようにしてください。

5. 渡航支援金

経済的に困窮した留学希望者が一定の家計基準を満たし、希望する場合は「渡航支援金」が支給されます。

支給金額 16 万円

支給方法 初回の奨学金とともに受給者本人の口座へ振り込みます。

ア. 家計基準

家計支持者の所得金額（父母の所得の合算）が次の金額である者

給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）が 300 万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額（必要経費等控除後）が 200 万円以下

イ. 提出書類

<派遣学生が父母等に扶養されている場合>

所得区分	提出書類	備考
① 給与所得者	・直近の市町村役場発行の所得証明書（または非課税証明書）及び直近の源泉徴収票の写し※ 1 ・「家族構成申告書」（様式 R-3※窓口で配布）	会社員、パート、アルバイト等
② 給与所得以外の者	・直近の確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し ・「家族構成申告書」（様式 R-3※窓口で配布）	個人事業主、自営業者等
③ 2018 年中の所得がない者	・直近の市町村役場発行の所得証明書（または非課税証明書）※ 2, 3 ・「家族構成申告書」（様式 R-3※窓口で配布）	年金受給者、専業主婦（夫）、家事手伝い、無職者等

※ 1 ①～③の場合は所得の有無を問わず父母双方の書類を提出してください。

※ 2 市町村役場発行の所得証明書は、金額がアスタリスクになっていないものを発行してもらってください。

※ 3 マイナンバーが印字されていないものを提出してください。（印字されている場合はマジック等で消してください。）

<派遣学生が独立生計者の場合>

④-1 独立生計者の場合（派遣学生のみ在世帯）	・直近の市町村役場発行の所得証明書（コピー可） ・派遣学生及び父母等の住民票（世帯全員分）※申請時 3 か月以内に発行されたもの ・「独立生計者収入・支出確認書」（様式 R-2※窓口で配布）
④-2 独立生計者の場合（派遣学生及び配偶者の世帯）	・派遣学生及び配偶者の直近の市町村役場発行の所得証明書（コピー可） ・派遣学生及び配偶者の住民票（世帯全員分）※申請時 3 か月以内に発行されたもの ・派遣学生及び配偶者の父母等の住民票（世帯全員分）（コピー可） ・「独立生計者収入・支出確認書」（様式 R-2※窓口で配布）

【派遣学生（及び配偶者）の所得が 38 万円未満の場合】以下の追加書類が必要です。

- ・[奨学金受給者のみ] 平成 30 年中に学生本人が受給した奨学金総額を証明する書類（奨学金支給団体発行の証明書
- ・[預貯金切崩者のみ] 生活費管理用の預貯金通帳の「口座名義人」と「直近 3 カ月分記帳部分」写し

※該当者は窓口で様式を受け取り、詳細を確認してください。

[独立生計者] 本制度では、以下の①～③全てに該当する者について、独立生計者と判断します。

渡航支援金の支給基準

	<p>a. 所得税法上、父母等の扶養親族でない者</p> <p>b. 父母等と別居している者</p> <p>c. 派遣学生本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされている者。 <u>※独立生計者が渡航支援金に申請するには、上記 a～c を満たし、かつ派遣学生本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）の所得がア.の家計基準を満たす必要があります。</u></p>
--	--

注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・同一プログラムに2回以上参加する場合は、初回の渡航時にのみ支給されます。 ・他団体等から受給する奨学金に渡航費が含まれる場合は併給できません。
------------	---

6. 奨学金受給者の義務

JASSOによる審査後、奨学金受給者として採用が決定した方は、以下（１）～（３）を遵守して頂きますので、手続に遺漏がないようご注意ください。遵守できない場合、既に支給した奨学金がある場合は、その返還を求めるとともに、それ以降の支給を停止します。締切等の詳細は、受給決定者に連絡します。

(1)	在籍確認書の提出
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報コミュニケーション学部事務室宛に以下のメールアドレスへ、必ず所定書式の在籍確認書をメールでお送り下さい。（書式は受給が決定した方に Oh-o!Meiji よりお送りいたします。） ・在籍確認書に記載した提出日と同日にメールを送ってください。 ・締切日までに在籍確認書の提出が無い場合は、奨学金支給を停止しますのでご注意ください。 <p>メール宛先：infocom@mics.meiji.ac.jp</p>

(2)	留学前・留学後報告書（様式 H-2）及び修了書（写し）の提出
	<p><u>短期派遣留学終了後、以下3点の書類を情報コミュニケーション学部事務室へ提出すること。</u> <u>※報告書の提出が遅れると奨学金の返還を求められる事があり、また次年度の奨学金支給枠が削減されるなど大きな影響が生じます。</u>受給者として責任を持って報告書提出を完了して下さい。</p> <p>① 留学前・留学後報告書（様式 H-2） プログラム前後に Oh-o!Meiji のレポート機能を利用して回収します。受給決定者には別途案内しますので必ず所定の期日までに回答してください。</p> <p>② 派遣先大学が発行する公式な<u>修了書</u>の写しが必要です（該当プログラムのみ）。英語以外の言語の場合は、必ず受給者本人による和訳を添付して下さい。</p>

(3)	JASSOから依頼されたアンケートの協力
	JASSOより、プログラム終了後、フォローアップ・進路状況調査等のアンケート依頼が予定されています。指定された期日までのご提出をお願いします。

7. 申請方法

下記に記載の申請書類を不備なく揃え、申請期間中に提出した者を選考の対象とします。

申請書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 日本学生支援機構 海外留学支援制度（協定派遣）申請書 (2) 【学外試験受験者のみ】語学試験スコアの原本（スコアをコピーした後に原本を返却します） (3) 【2～4年生】Oh-o!Meiji!ポータルサイトで確認できる、2018年度春学期・秋学期全ての成績を含んだ成績通知表（PDF）をA4用紙に印刷したもの (4) 【1年生】自己推薦書 <p>※各申請書類は「国際交流」ホームページからダウンロードして下さい。</p>
	申請先

申請期限	<u>2019年5月24日（金）18時00分（厳守）</u>
-------------	--------------------------------

8. 推薦・奨学金受給者の採用

経済的理由により支援が必要な学生を成績評価係数（1年生の場合は高校の評定平均・語学スコア等を総合的に判断）が高い順から候補者とし、情報コミュニケーション学部において推薦者を決定します。申請資格がある学生のみ、本学から JASSO に推薦され、採用の最終決定は同機構が行います。本学からの推薦は、同機構による採用を保証するものではありませんのでご留意下さい。学内選考の結果は、0h-o!Meiji をとおしてお知らせします（6月中旬予定）。JASSO からの最終決定は、決まり次第 0h-o!Meiji をとおしてお知らせします（出発の前月下旬予定）。

9. その他

最新の情報は、「国際交流」ホームページから確認してください。

<http://www.meiji.ac.jp/infocom/office/shorttermexchange.html>

お問い合わせ先：情報コミュニケーション学部事務室

